

地理的表示保護制度 について

2026年3月版

What is the Geographical Indication
Protection System?

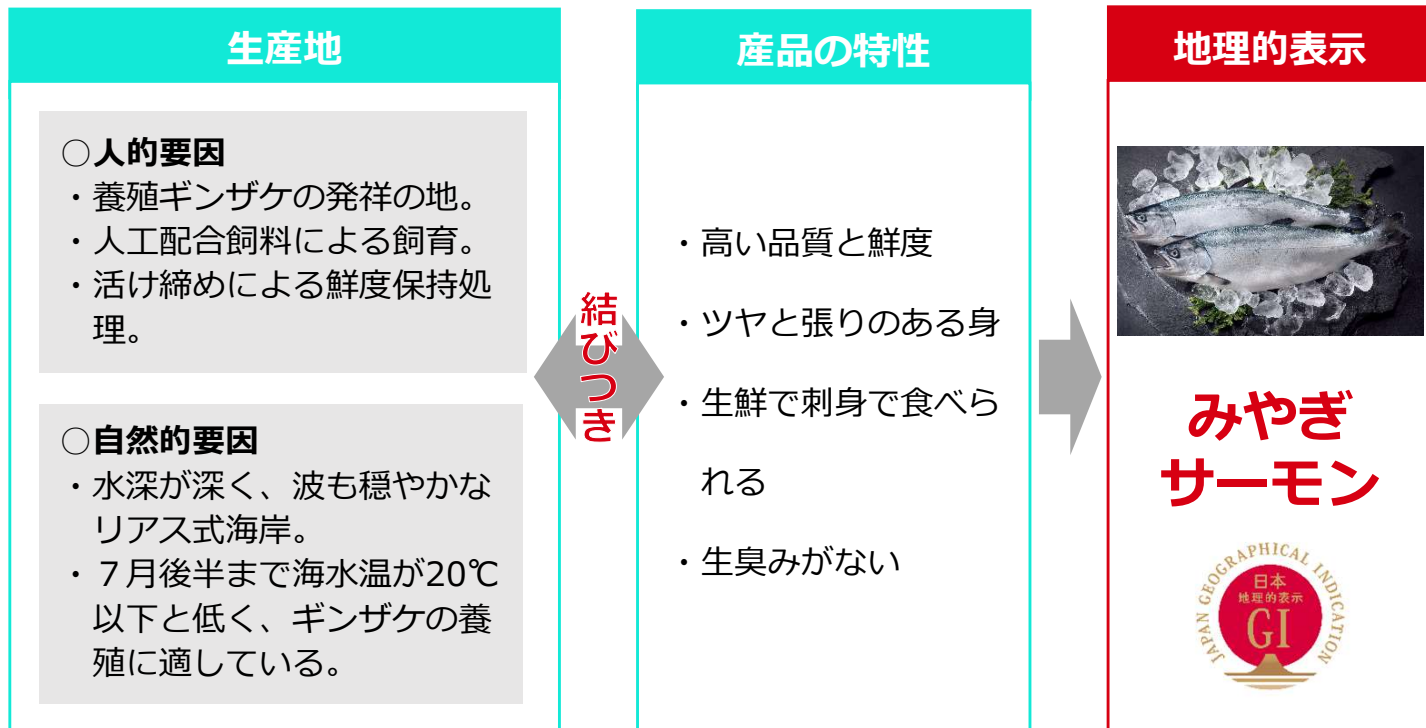


地理的表示（GI）とは

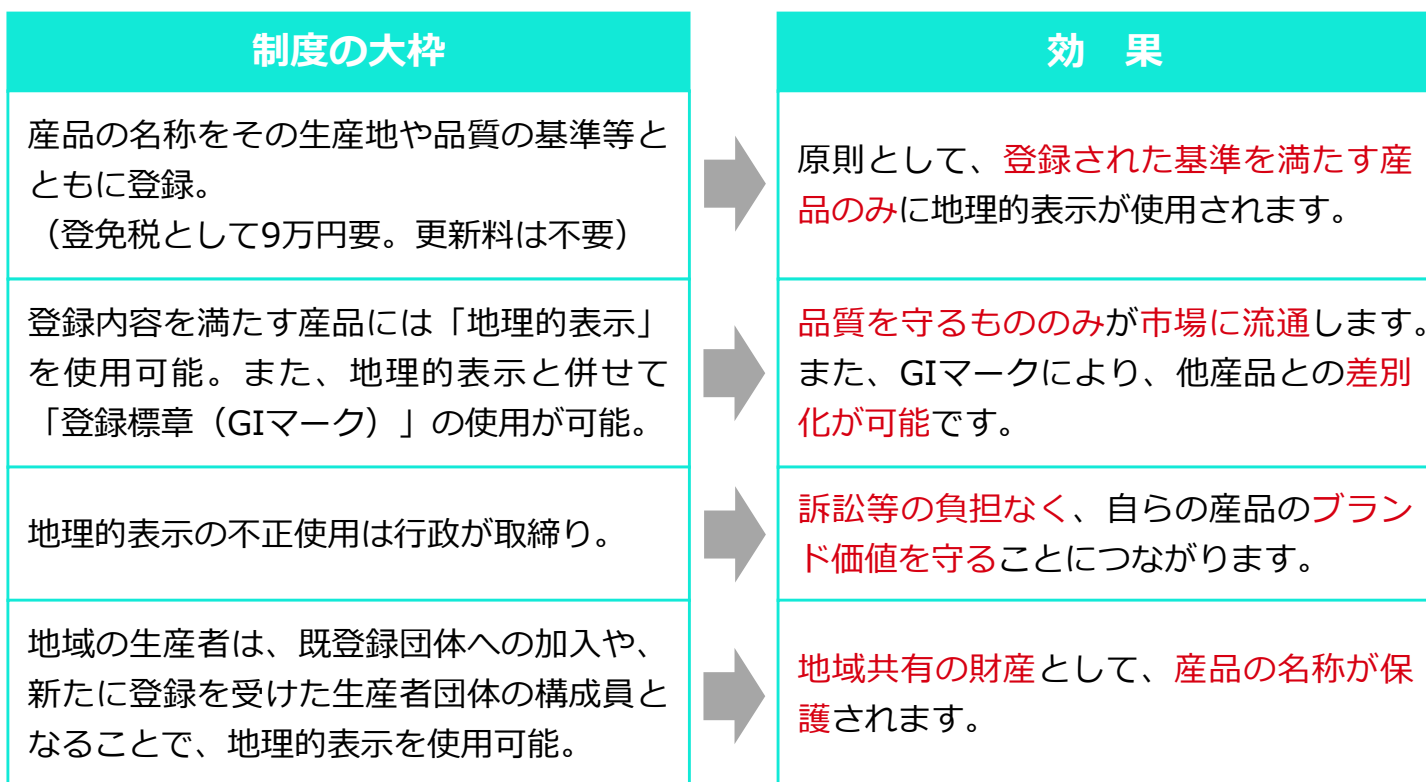


農林水産物・食品等の名称で、その名称から産地を特定でき、製品の品質や社会的評価等の特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示を**地理的表示（GI）**といいます。（GI：Geographical Indication = 地理的表示）

例：みやぎサーモン



GI 制度の大枠と効果





- 農林水産物及び飲食料品等が対象となります。（酒類、医薬品、化粧品等は除きます。）

→水産食品であれば、天然ものか養殖ものかを問わず対象となります。また、非食用であっても個別に指定された金魚や錦鯉といった観賞用魚類や真珠も対象に含まれます。

- （参考：対象となる製品の概要）



水産物類（天然又は養殖）

1. 魚類（生の魚卵を含む。）

（例）あゆ、うなぎ、さけ、あじ、まだい、ひらめ、さんま、まぐろ、生いくら、他

2. 貝類

（例）はまぐり、まがき、ほたてがい等の二枚貝類、あわび類、さざえ類、他

3. その他水産動物類

（例）いか類、たこ類、えび類、いせえび類、かに類、うに類、なまこ類、他

4. 海藻類

（例）こんぶ類、わかめ類、のり類、てんぐさ類、ひじき類、他



水産加工品類

1. 加工魚介類

（例）みがきにしん等の素干魚介類、干あじ等の塩干魚介類、煮干いわし等の煮干魚介類、塩蔵さば等の塩蔵魚介類、蒸かまぼこや揚かまぼこ等の練り製品、くん製魚介類、塩辛製品、削節類、水産物佃煮、他

2. 加工海藻類

（例）昆布佃煮等のこんぶ加工品、干のり、寒天、他

3. その他水産加工品類

GI登録が可能な名称



- その名称から、**特性**、**生産地**及び**それらの結び付き**が**特定**できるもの。

（5頁に記載のGI登録産品一覧の名称を参照ください。）

→**使用実績のない新規の名称**は、その名称から**特性**、**生産地**等が**特定**できるとはいえず、GI登録はできません。

GI申請の主体



- 生産・加工業者の団体となります。
 - 水産食品関連の登録の主体としては、**漁業協同組合**、**漁業協同組合連合会**、**水産加工業協同組合**などが想定されます。
 - 漁業者や水産加工業者を直接又は間接の構成員とすれば**法人でない団体**も登録申請が可能です。（詳細は7頁に記載の問い合わせ先に照会ください。）
 - 漁業者や水産加工業者自身のみでは、申請の主体にはなれません。

生産地



- 産品に**特性が付与される地域**（市町村等の行政区画や水揚港など）。
 - 単にその地域（水域）で獲れた・水揚げされたということではなく、特性が付与される必要があります。
 - 水産加工品では、原料生産地と加工地が異なる場合がありますが、**加工によって特性が付与される場合**には、**加工地が生産地**となります。

GI登録の主な要件

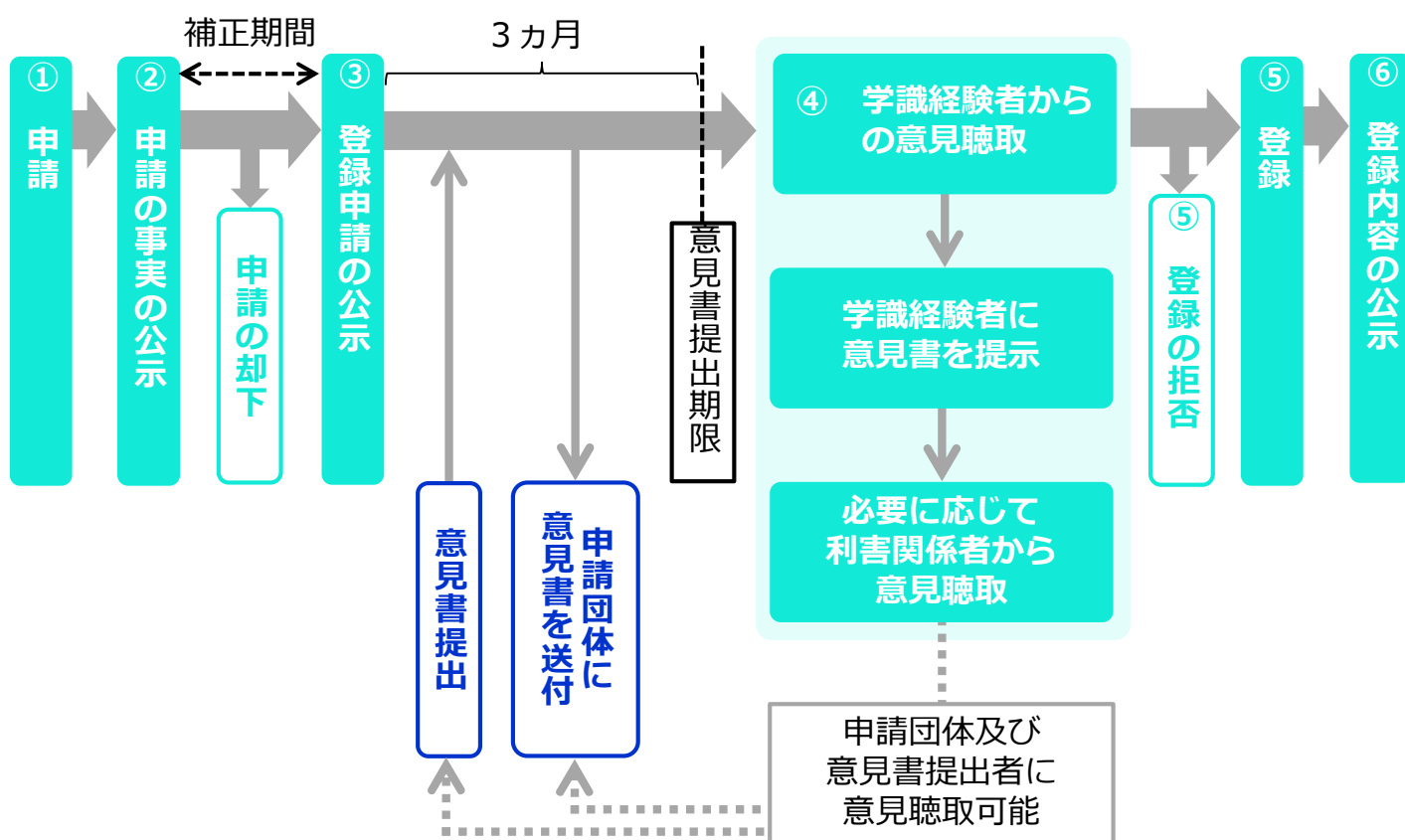


- **生産地と結び付いた品質（形状、鮮度、肉質、味等）等の特性**を有すること。
 - 水産食品には、例えば以下のような特性が想定されます。
 - ・生産地（漁場や養殖場）の**自然条件**と関係する特性
 - ・漁法や養殖法、鮮度保持法といった**生産の方法**と関係する特性
 - ・生産地に由来する**伝統的製造加工法**と関係する特性
 - ・また、特性には、同種産品の発祥の地であることなどによる**社会的評価**も含まれます。
- 上記の特性を有した状態で**一定期間（概ね25年）の生産の実績**があること。
 - なお、名称については、需要者等がその名称から申請産品の生産地・特性を特定できればよく、概ね25年の基準を設けているわけではありません。



- 登録申請は、生産・加工業者の団体が、申請書と添付書類（明細書（申請団体毎に定める品質の基準）、生産行程管理業務規程（申請団体が行う品質管理業務に関する定め）等）を農林水産省へ提出します。
- 登録申請が受け付けられると、農林水産省のウェブサイトで「申請の事実」が公示されます。その後、申請書の記載内容や添付書類の不備についての審査を経た上で、「登録申請の公示」がされます。
- 「登録申請の公示」後、第三者からの意見書を受け付ける期間（3ヵ月間）を設け、その期間が終了した後、学識経験者の意見聴取を経て、農林水産大臣が登録の可否を判断します。

申請から登録までのフロー図



登録の申請に関する産地からの相談を一元的に受け付ける**支援窓口（サポートデスク）**を以下のとおり開設していますので、ご活用ください。

中央窓口（一般社団法人食品需給研究センター）

<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>

電話：0120-954-206〔通話料無料：月～金10～17時（12～13時は除く）〕

問い合わせフォーム：<https://fmric.or.jp/gidesk/contact.html>



- 令和8年3月25日現在、44都道府県の167産品、3か国の6産品の計173産品が登録されています。

→水産物・水産加工品としては20産品が登録されています。

- 登録産品には、取引の拡大（取引のなかったデパートから引き合い）、価格上昇（初競り価格、単価）、産品にかかる報道機会の増加、担い手の増加といったGI登録後の効果が現れています。





- 海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能です。

GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定。



日本で外国GIを保護

⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国GIを保護

⇒ 我が国生産者のGI登録の負担軽減

⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

EPA（経済連携協定）による相互保護

1. 相互保護を行う産品

- 日本側108産品、EU側121産品について地理的表示（GI）を相互に保護
- 日本側109産品、英国側59産品について地理的表示（GI）を相互に保
- 議定発効後は、公文交換により附属書を改正し、産品追加が可能

2. 高いレベルでのGI保護

- **これまで無期限だった先使用**（GI保護前からGIと同一又は類似の名称を使用していた場合）**については7年間に制限**
- 産品への直接のGI表示だけでなく、**広告等サービス分野におけるGI使用も規制**
- 文字や図形等を組み合わせた結果、**GI産品と誤認させるおそれのある表示についても規制**

G I 制度に関する農林水産省サイト



- 以下のサイトでは、G I 制度に関する情報提供（制度の説明、登録産品や申請の事実の公示・登録申請の公示中の産品の一覧、制度に関するQ & A等）を行っています。G I 申請のご検討の際にご活用下さい。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html



九州農政局のG I 情報サイト



- 九州農政局では、九州の登録産品情報やセミナー・イベント情報、本資料ほかG I 制度に関する資料、GI通信Kyushu（メールマガジン）のバックナンバー等を掲載したサイトを運営しています。是非ご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/gi/index.html>



G I 制度に関する問い合わせ先



- G I 制度に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

担当部署	電話番号 (代表)
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課（北海道）	011-330-8800
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	022-263-1111
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	048-600-0600
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（新潟県、富山県、石川県、福井県）	076-263-2161
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（岐阜県、愛知県、三重県）	052-201-7271
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	075-451-9161
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	086-224-4511
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	096-211-9111
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課（沖縄県）	098-866-1673